

民法（債権関係）部会資料 88-2

民法（債権関係）の改正に関する要綱案（案） 補充説明

目次

第5	無効及び取消し	1
1	法律行為が無効である場合又は取り消された場合の効果	1
第9	法定利率	1
2	金銭債務の損害賠償額の算定に関する特則（民法第419条第1項関係）	1
第15	債権者代位権	2
7	訴えによる債権者代位権の行使	2
第19	債権譲渡	2
3	債権譲渡の対抗要件（民法第467条関係）	2
第21	債務引受	3
1	併存的債務引受	3
(2)	併存的債務引受の引受人の抗弁等	3
3	免責的債務引受による引受けの効果	3
第23	弁済	4
10	弁済による代位	4
(1)	弁済による代位の要件（民法第499条・第500条関係）	4
第28	定型約款	4
2	定型約款についてのみなし合意	4
4	定型約款の変更	5
第30	売買	6
4	買主の代金減額請求権	6
第31	贈与	7
2	書面によらない贈与の解除（民法第550条関係）	7
第35	請負	7
2	仕事の目的物が契約の内容に適合しない場合の請負人の責任	7
(1)	仕事の目的物が契約の内容に適合しない場合の修補請求権等及び契約の解除（民法第634条・第635条関係）	7

第5 無効及び取消し

1 法律行為が無効である場合又は取り消された場合の効果

法律行為が無効である場合又は取り消された場合の効果について、次のような規律を設けるものとする。

- (1) 無効な行為に基づく債務の履行として給付を受けた者は、相手方を原状に復させる義務を負う。
- (2) (1)の規定にかかわらず、無効な無償行為に基づく債務の履行として給付を受けた者は、給付を受けた当時その行為が無効であること（給付を受けた後に民法第121条の規定により初めから無効であったものとみなされた行為にあっては、給付を受けた当時その行為が取り消すことができるものであること）を知らなかったときは、その行為によって現に利益を受けている限度において、返還の義務を負う。
- (3) (1)の規定にかかわらず、行為の時に意思能力を有しなかった者は、その行為によって現に利益を受けている限度において、返還の義務を負う。行為の時に制限行為能力者であった者についても、同様とする。

(説明)

部会資料84-1第5の1(3)後段の「制限行為能力者についても、同様とする」との表現では、無効又は取消しの対象である行為についての行為能力が制限されている者ではなく、何らかの行為についての行為能力が制限されている者一般を指すと読まれかねないことから、無効又は取消しの対象である行為についての行為能力が制限されている者であることを読み取れる文言とすべきである旨の指摘がある。このような指摘も踏まえ、「行為の時に制限行為能力者であった者についても、同様とする」との表現に改めることとした。

第9 法定利率

2 金銭債務の損害賠償額の算定に関する特則（民法第419条第1項関係）

民法第419条第1項の規律を次のように改めるものとする。

金銭の給付を目的とする債務の不履行については、その損害賠償の額は、債務者が遅滞の責任を負った最初の時点における法定利率によって定める。ただし、約定利率が法定利率を超えるときは、約定利率による。

(説明)

部会資料84-1第9の2では、「金銭の給付を目的とする債務」の後に「(第33の7において「金銭債務」という。）」との括弧書きを付していたが、金銭債務の特則に関する第9の2と貸借の敷金に関する第33の7とはその置き場所が離れていることもあり、分かりにくい旨の指摘がある。そこで、上記の括弧書きを削ることとした。

なお、これに伴い、部会資料84-1第33の7の「金銭債務」との表現を全て「金銭

の給付を目的とする債務」に改めることとした（部会資料 84-1 第 33 の 7 参照）。

第 15 債権者代位権

7 訴えによる債権者代位権の行使

訴えによる債権者代位権の行使について、次のような規律を設けるものとする。

債権者は、被代位権利の行使に係る訴えを提起したときは、遅滞なく、債務者に対し、訴訟告知をしなければならない。

（説明）

部会資料 84-1 第 15 の 7 の「訴えにより被代位権利を行使したとき」との表現については、債権者代位訴訟を提起したものであることが読み取れず、また、詐害行為取消訴訟における訴訟告知に関する第 16 の 7 (4) では「詐害行為取消請求に係る訴えを提起したとき」との表現を用いていることから、これと同様の表現とすべきである旨の指摘がある。そこで、「被代位権利の行使に係る訴えを提起したとき」との表現を用いることとした。

第 19 債権譲渡

3 債権譲渡の対抗要件（民法第 467 条関係）

民法第 467 条の規律を次のように改めるものとする。

ア 債権の譲渡（現に発生していない債権の譲渡を含む。）は、譲渡人が債務者に通知をし、又は債務者が承諾をしなければ、債務者その他の第三者に対抗することができない。

イ アの通知又は承諾は、確定日付のある証書によってしなければ、債務者以外の第三者に対抗することができない。（民法第 467 条第 2 項と同文）

（説明）

部会資料 84-1 第 19 の 3 は民法第 467 条第 1 項の改正案であったところ、これを前提に、部会資料 84-1 第 19 の 2 (2) において「譲渡人が 3 の規定による通知をし、又は債務者が 3 の規定による承諾をした時」とし、かつ、これを「対抗要件具備時」と定義する等していた部分について、民法第 467 条第 1 項は債務者対抗要件を指すものであり、これらの表現はいずれも適切ではないとの指摘があった。

この点については、民法等においては、債務者対抗要件を指す用語として、「民法第 467 条の規定による通知」等と表現するのが一般であることから（民法第 468 条第 1 項、動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律第 8 条第 5 項、建設機械抵当法第 18 条等）、第 19 の 3 を第 467 条全体の改正案として改めることとした。その上で、「民法第 467 条の規定による通知」という表現は、債務者対抗要件と第三者対抗要件の双方を包含するものといえ、それにもかかわらず、これを具備した時を「債務

者対抗要件具備時」と定義することは適当でないと考えられることから、第19の2(2)の表現については維持することとした。

第21 債務引受

1 併存的債務引受

(2) 併存的債務引受の引受人の抗弁等

併存的債務引受の効果について、次のような規律を設けるものとする。

ア 引受人は、併存的債務引受により負担した自己の債務について、その効力が生じた時に債務者が主張することができた抗弁をもって債権者に対抗することができる。

イ 債務者が債権者に対して取消権又は解除権を有するときは、引受人は、これらの権利の行使によって債務者がその債務を免れる限度において、債権者に対して債務の履行を拒むことができる。

(説明)

同じ内容の規律を定める部会資料84-1第18の2(2)、第21の1(2)及び同3(3)のうち、第18の2(2)が「債務を免れる」との表現を用いているのに対し、第21の1(2)及び3(3)は「債務の履行を免れる」との表現を用いており、平仄が合っていないことから、部会資料88-1第21の1(2)では、民法の他の条文の用語法を踏まえ、「債務を免れる」との表現を用いることとした。

3 免責的債務引受による引受けの効果

免責的債務引受による引受けの効果について、次のような規律を設けるものとする。

(1) 免責的債務引受の引受人は、債務者に対して求償権を取得しない。

(2) 引受人は、免責的債務引受により負担した自己の債務について、その効力が生じた時に債務者が主張することができた抗弁をもって債権者に対抗することができる。

(3) 債務者が債権者に対して取消権又は解除権を有するときは、引受人は、免責的債務引受がなければこれらの権利の行使によって債務者がその債務を免れることができた限度において、債権者に対して債務の履行を拒むことができる。

(説明)

同じ内容の規律を定める部会資料84-1第18の2(2)、第21の1(2)及び同3(3)のうち、第18の2(2)が「債務を免れる」との表現を用いているのに対し、第21の1(2)及び3(3)は「債務の履行を免れる」との表現を用いており、平仄が合っていないことから、

部会資料 88-1 第 21 の 3 (3) では、民法の他の条文の用語法を踏まえ、「債務を免れる」との表現を用いることとした。

第 23 弁済

10 弁済による代位

(1) 弁済による代位の要件（民法第 499 条・第 500 条関係）

民法第 499 条及び第 500 条の規律を次のように改めるものとする。

ア 債務者のために弁済をした者は、債権者に代位する。

イ 民法第 467 条の規定は、アの場合（弁済をするについて正当な利益を有する者が債権者に代位する場合を除く。）について準用する。

（説明）

部会資料 84-1 第 23 の 10 (1) では、民法第 500 条を維持することを前提としていたが、同条の「当然に債権者に代位する」との表現は、同法第 499 条第 1 項の「債権者の承諾」がなくても債権者に代位することができることを意味するものであることから、今回の改正によって同項の「債権者の承諾」が不要とされるにもかかわらず、同法第 500 条において引き続き「当然に債権者に代位する」との規律を維持するのは相当でないとの指摘がある。

そこで、民法第 500 条においては同法第 499 条第 2 項の適用がない（弁済をするについて正当な利益を有する者には同項による第 467 条の準用がない）ことのみを示せば足りることを前提に、部会資料 88-1 第 23 の 10 (1) イでは、同法第 499 条第 2 項及び第 500 条の規律に代えて、「民法第 467 条の規定は、アの場合（弁済をするについて正当な利益を有する者が債権者に代位する場合を除く。）について準用する。」との規律を設けることとした。

なお、これに伴い、部会資料 88-1 第 23 の 10 (2) アの冒頭の表現を「(1) の規定により債権者に代位した者」に、第 23 の 10 (5) アの冒頭の表現を「弁済をするについて正当な利益を有する者」に、それぞれ改めている。

第 28 定型約款

2 定型約款についてのみなし合意

定型約款についてのみなし合意について、次のような規律を設けるものとする。

(1) 定型取引を行うことの合意（3 において「定型取引合意」という。）をした者は、次に掲げる場合には、定型約款の個別の条項についても合意をしたものとみなす。

ア 定型約款を契約の内容とする旨の合意をしたとき。

イ 定型約款を準備した者（以下「定型約款準備者」という。）があらかじめ

その定型約款を契約の内容とする旨を相手方に表示していたとき。

- (2) (1)の規定にかかわらず、(1)の条項のうち、相手方の権利を制限し、又は相手方の義務を加重する条項であって、その定型取引の態様及びその実情並びに取引上の社会通念に照らして民法第1条第2項に規定する基本原則に反して相手方の利益を一方的に害すると認められるものについては、合意をしなかったものとみなす。

(説明)

部会資料86-2の第28の2(2)では、民法第1条第2項に規定する基本原則に反して相手方の利益を一方的に害する条項は(1)の条項には「含まれない」と表現していたが、「含まれない」との表現が法律の表現としては一般的でないことを踏まえ、「合意をしなかったものとみなす」と表現を改めることとした。

4 定型約款の変更

定型約款の変更について、次のような規律を設けるものとする。

- (1) 定型約款準備者は、次に掲げる場合には、定型約款の変更をすることにより、変更後の定型約款の条項について合意があったものとみなし、個別に相手方と合意をすることなく契約の内容を変更することができる。
- ア 定型約款の変更が、相手方の一般の利益に適合するとき。
- イ 定型約款の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、この4の規定により定型約款の変更をすることがある旨の定めの有無及びその内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。
- (2) 定型約款準備者は、(1)の規定による定型約款の変更をするときは、その効力発生時期を定め、かつ、定型約款を変更する旨及び変更後の定型約款の内容並びにその効力発生時期をインターネットの利用その他の適切な方法により周知しなければならない。
- (3) (1)イの規定による定型約款の変更は、(2)の効力発生時期が到来するまでに(2)による周知をしなければ、その効力を生じない。
- (4) 2(2)の規定は、(1)の規定による定型約款の変更については、適用しない。

(説明)

- 1 部会資料86-2の第28の4(1)では、定型約款の変更の要件として、定型約款に民法の規定による定型約款の変更をすることができる旨の定め(変更条項)があることが必要であるとされていたが、第98回会議においても、変更条項を必須とすることは適当でないとの意見があった。また、この要件を前提として、定型約款準備者が施行日までの間に一方的に変更条項を定めることができることとする経過措置を設けることを検

討していたが、これについても、経過措置で原則である本則の規律とあまりに大きく異なるルールを設けるのは適切ではないとの指摘もある。

以上を踏まえ、定型約款の変更について、定型約款に変更条項を設けることを必須の要件とはしないこととした。もっとも、変更条項を必須とはしないとしても、変更条項が置かれ、かつ、その内容が具体的である場合には、変更の合理性は認められ易くなると考えられる。そこで、(1)イでは、変更条項の有無及びその内容は変更の合理性の判断において考慮がされる旨を明らかにしている。例えば、変更の対象や要件等を具体的に定めた変更条項が定型約款に置かれている場合には、その変更条項に従った変更をすることは、変更の合理性の判断に当たって有利な事情として考慮されることになる。

以上の案によると、定型約款中に変更条項がなくても、変更条項を設けるための定型約款の変更を含む定型約款の変更が可能であることとなる。したがって、施行日前に締結された契約に係る定型約款に変更条項が設けられていない場合について、定型約款準備者が施行日前に当該定型約款に変更条項を設けることができる旨の経過措置は設ける必要はないことになる。

- 2 また、第28の2(2)の規定は、定型約款の変更については適用されない（定型約款の変更については、より厳格であり、かつ、考慮要素も異なる4(1)各号の規律による。）ことを前提としていたが、両者の関係は必ずしも明瞭ではないとの指摘があることから、確認的に(4)の規定を新たに設けることとした。

第30 売買

4 買主の代金減額請求権

買主の代金減額請求権について、民法第565条（同法第563条第1項の準用）の規律を次のように改めるものとする。

- (1) 3(1)本文に規定する場合において、買主が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、買主は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。
- (2) (1)の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、買主は、(1)の催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。
- ア 履行の追完が不能であるとき。
- イ 売主が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- ウ 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、売主が履行をしないでその時期を経過したとき。
- エ アからウまでに掲げる場合のほか、買主が(1)の催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。
- (3) (1)の不適合が買主の責めに帰すべき事由によるものであるときは、買主は、(1)及び(2)の規定による代金の減額を請求することができない。

(説明)

「引き渡された目的物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものである場合」を言い表す表現は、部会資料84-1第30の3(1)、4(1)のほか、整備的な改正を要すると考えられる民法第572条の改正案(第97回会議の当時のものとして部会資料84-2参照)などで用いることが想定されているが、これらについては同じ意味内容であることが理解しやすいように表現すべきであるとの指摘がある。

そこで、部会資料88-1第30の4(1)では、初出となる同3(1)を引用する形で「3(1)本文に規定する場合」との表現に改めることとした。民法第572条の整備的な改正(部会資料88-1第40参照)においても、これと同様の表現を用いることを想定している。

第31 贈与

2 書面によらない贈与の解除(民法第550条関係)

民法第550条の規律を次のように改めるものとする。

書面によらない贈与は、各当事者が解除をすることができる。ただし、履行の終わった部分については、この限りでない。

(説明)

第98回会議において、民法第550条の「撤回」を「解除」に改めると、同法第548条の適用を受けることになり、適切ではないのではないかと指摘があった。もっとも、判例(最判昭和50年7月17日集民115号501頁)は、「民法548条1項所定の契約の目的物とは、解除の対象となる契約に基づく債務の履行として給付された物であって、解除により解除者が相手方に返還しなければならないものをいうと解される」としており、同条が適用される場面は、履行後の場面に限られると考えられることから、判例を前提とする限り、そもそも、同条が適用される余地はないものと考えられる。

なお、今回の改正に当たっては、書面によらない贈与のほか、使用貸借の貸主の解除(第34の3(1))、寄託者の解除(第38の1(2))などについても、同様の趣旨から解除をすることができる場面を新たに創設しているところ、これらについて、民法第540条から第547条までの各規定が適用されるかどうかは、解除権創設の趣旨に応じた解釈に委ねるのが相当と考えられるが、どうか。

第35 請負

2 仕事の目的物が契約の内容に適合しない場合の請負人の責任

(1) 仕事の目的物が契約の内容に適合しない場合の修補請求権等及び契約の解除(民法第634条・第635条関係)

民法第634条及び第635条を削除するものとする。

(注) この改正に伴い、民法第639条及び第640条も削除するものとする

る。

(説明)

民法第634条の規定を削除するのは相当でない旨の指摘があった。しかし、他の有償契約に準用される売買の担保責任に関して規定内容を充実させる改正を行う一方で、請負における担保責任について同条の規定を維持するためには、売買その他の有償契約とは異なり、請負についてのみこのような規定が必要であるといえる必要があり、かつ、それが売買その他の契約とどのような相違があるのかを、条文上表現することのできる形に整理しなければならないと考えられる。もっとも、そのような相違があるか否か及びその相違の具体的な内容についてコンセンサスを得ることは困難であると考えられる。そのため、請負における担保責任についても、同法第559条によって売買の規定を準用することとし、その具体的な内容については、請負の性質を踏まえた個別の解釈論に委ねざるを得ないと考えられる。

以上の観点から、部会資料84-1第34の2(1)の民法第634条の規定を削除すると
の提案を維持することとした。